【資料２】

新潟市障がい福祉課
平成 25 年 7 月 18 日
第 2 回条例検討会資料

差別事例の分析（福祉（サービス）分野）

１．分類した差別事例

募集した事例について，下記の（１）～（３）の類型に分類

類型	説　　明
（１）障がいを理由とした差別的取扱い	障がいを理由として区別，排除，制限その他の異なる取扱いをすること（正当な理由に基づく場合でないもの）
（２）合理的配慮の不提供	障がいのある人が障がいのない人と同じ事をするときに、市や事業者や市民等の周りの人が、障がいのある人に合わせて、その状況に応じた変更や調整などを行わないこと（お金や労力の負担が過度にかかりすぎないもの）
（３）その他	冷たい対応や特別視されたなど、上記の区分以外のもの

（１）「障がいを理由とした差別的取扱い」と考えられる事例

①障がいを理由として福祉（サービス）の提供を拒むこと

【事例 5】日中一時支援を利用したくても、車椅子は対応困難との理由でバリアフリー施設の知的障がい者事業所で断られた。（聴覚・平衡機能、肢体不自由（上下肢不自由）、知的／19 歳／男性／西区）

【事例 29】保育園での受け入れを拒否された。（聴覚・平衡機能、発達障がい／5 歳／女性／中央区）

【事例 31】保育園の入園を希望したが、園長先生に「病気の人は入園できない」と拒否された。（知的、肢体不自由／13 歳／男性／南区）

【事例 38】保育園の入園希望を出したら，身の回りの事が 1 人で出来ない事や手がかかるからとの理由で遠まわしに断られた。（知的／4 歳／男性／南区）

【事例 40】校内区の小学校の特別支援学級に通わせ、ひまわりクラブを利用したかったが、ひまわりクラブに入れなかった。（知的、発達障がい／8 歳／男性／西区）

②障がいを理由として福祉（サービス）の提供を制限すること

【事例 39】通園していた保育園で、同年代の子どもたちが参加する活動に参加させてもらえなかった。（肢体不自由／7 歳／男性／東区）

【事例 30】保育園で，排せつの自立が完全でないという理由で、皆と一緒にプールに

入れなかった。（知的、発達障がい／7 歳／男性／北区）

③障がいを理由として福祉（サービス）の提供に条件を付けること

【事例 17】区役所の検診車による乳癌検診に出掛けた時，受付で、「今度来る時は、一番最後の暇になった頃、来るように」と言われた。（視覚）

正当な理由がある場合としては、次のような例が考えられます。

・　障がいのある人の生命又は身体の保護のために、やむを得ない必要があると認められる場合。

（例）　入浴サービスの実施中に、本人が体調を崩したので、本人の身体を保護するためにサービス提供を中止した。

・　法令や通達等で、サービス提供を拒むことのできる正当な理由がある場合として挙げられているものに該当する場合。

（例）　当該事業所の現員からは利用申し込みに応じられない場合や入院治療が必要な場合。

・　障害福祉サービスが、障害者総合支援法の規定に基づく適切な相談支援のもとに提供される場合。

○正当な理由があると考えられる募集事例

【事例 26】医療的ケアが必要なため、通所を断られた。（肢体不自由、知的、発達障がい／20 歳／男性／西蒲区）

（２）「合理的配慮の不提供」と考えられる事例

①コミニケーションや情報のやりとりに配慮が望まれる事例

【事例 6】発語がないため、サイン・指差し・コミュニケーション機器を利用しているが、事業所の職員が発語のある人としかコミュニケーションを取ってくれず、本人が意思表示をしなくなっていった。（聴覚・平衡機能、肢体不自由（上下肢不自由）、知的／19 歳／男性／西区）

②障がいの特性に応じてきめ細かく配慮や工夫が望まれる事例

【事例 4】短期入所施設において、食事の際、「手足が不自由で、こぼしたり、音をた

てるから周囲が嫌がる」、「いつまでも食べていて、時間がかかる」との理由で、他入所者とは別のテーブルで食事をさせられた。（肢体不自由、精神／70 歳／女性／中央区）

【事例 15】避難所において，障がい種別に応じた対応がなされていなかった。（知的／10 歳／男性／郡山市）

【事例 21】個別の対応より、施設の管理面の不都合で入所できなかった。（知的、発達障がい／46 歳／男性）

【事例 28】目で物を探せない為、共同作業ができず、差別される。（視覚／62 歳／男性／江南区）

【事例 33】保育園の看護師に、導尿を断られたこと。（内部機能、発達障がい／5 歳／女性／江南区）

（３）「その他」の事例

①制度やサービスの改善に関する意見

【事例 1】療育手帳のデザインを変更してほしい（表紙）。博物館で提示する時、「なぜ顔写真が表紙なのか」と毎回思う。デリカシーのないデザインだと思います。（知的／38 歳／女性／中央区）

【事例 7】施設職員の対応の悪さで、通所できなくなる。（4 年間大変不安定）近所の施設は施設職員の嫌がらせで行けなくなり、5 年間ひきこもっている。（知的／36 歳／男性／東区）

【事例 8】サービスの充実（視覚／74 歳／男性／南区）

【事例 9】福祉相談員の専門的な知識と明るい対応（視覚／74 歳／男性／南区）

【事例 10】身体に障がいがあり、ディサービスの利用等について、国民年金だけでは支払いができない。（肢体不自由／75 歳／男性／西区）

【事例 14】入院についてはガイドヘルパー等の派遣がされていないが、障がいのため、コミュニケーションが難しい場合の付き添いが必要な場合など、ヘルパーを自己負担で依頼するか、家族による付き添いが必要となった。

【事例 18】施設職員が、威圧的な態度での声掛けをする。また、利用者によって違う態度をとる。

【事例 19】施設職員が、子供扱いをしているような声の掛け方をしていることがある。

【事例 22】許可を受けた作業所等は、定員が決められているので、入りたくてもなか

なか入所が難しく（障がいの程度にもより）なっている。（知的／25 歳／女性／東区）

【事例 24】手帳自体の差別、とくに交通機関の割引及び助成、精神手帳には無いため通院、今は親に頼っているが、市外なので 1 人で行くと一回 3000 円以上かかる。（精神、発達障がい／37 歳／男性／西区）

【事例 23】障害年金を受ける時の行政施設の対応（職員の態度がすごく悪かった）（内部機能／50 歳／女性／西区）

【事例 25】高齢者施設と異なり障がい者施設の数が少なく、やむを得ず職員のレベルが低い施設を使用するしかないこと。（肢体不自由、知的／33 歳／女性／江南区）

【事例 32】預かりの保育料の料金が高い（0 才児と同じ料金）。学童保育には入れなかった。（知的、発達障がい／8 歳／男性／北区）

【事例 44】法改正により、ケアマネジャー制度が導入された。私たちの使い勝手としては、事業所との契約のほかにケアマネとの契約が増え、毎月のモニタリングの煩雑さが増えただけで、福祉サービスの向上にはなっていません。（視覚）

②障がいに対する無理解・誤解・偏見等がある事例

【事例 11】子どもに障がい（知的）があると、その母親に対しても、バカにした態度で接してくる施設職員がいた。施設において、「やめてもらいたい」という様な言葉を発せられると、親は辛いです。（知的・発達障がい・難病／39 歳／男性／中央区）

【事例 16】知人のアスペルガー障がいの人が、ある作業所で、「あなたたちのようなＫＹ（空気の読めない人）」という表現をされた。（発達障がい／55 歳／女性／中央区）

【事例 37】保育園時代、担任から「この子普通じゃない。やっぱり変な子供」と言われた。（知的、発達障がい／6 歳／男性／中央区）

【事例 43】保育園入園前の市役所職員との面接の時、「きょうだいにも障がいが、あるのではないか」としつこく聞かれた。（知的／33 歳／男性／東区）

③その他

【事例 2】性的問題行動を持つ障がい者の家族が、行政窓口や家族会、相談支援事業者に相談しても、「性に関することは、個人的なことだから」「解決のノウハウが無いから」「寝た子を起こしてはいけないから」といった理由で、相談や支援を断られてしまう。（自閉症／20 歳／男性／西区）

【事例 3】射精介助を行っているNPOにケアを依頼しても、施設職員が「うちの利用者には、そうしたサービスを必要としている利用者はいません」と、勝手に断ってしまう。(肢体不自由／50歳代後半／男性／西区)

【事例 12】福祉は一人だけを特別扱いする。国に税金を払っていないのに、贅沢をしている人がいる。

【事例 13】福祉の人（ヘルパーなど）は、差別をする。差別をして自殺するようにいじめる。

【事例 15】3.11の震災の際、通常の避難所と福祉避難所とで、ボランティアや支援物資の受け入れなどの扱いが違った。

【事例 20】電話番号の交換などは、個人で判断することと思うのに、施設職員が施設利用者と交換することを施設は禁じている。(肢体不自由／53歳／男性)

【事例 27】作業所で働いていた時になんとなく差別があったように感じる時がありました。(精神、発達障がい／35歳／男性／西区)

【事例 34】保育園に行けなかった。(肢体不自由／11歳／男性／南区)

【事例 35】保育園で不当な扱いを受けた。(肢体不自由／11歳／男性／南区)

【事例 36】手当ての説明を受ける際に、デリカシーのない、非常識な言動があった。(肢体不自由、発達障がい／3歳／女性／東区)

【事例 41】施設で「〇〇さんは病気なんだな」と言われた事。(精神／26歳／女性／西区／本人)

２．差別事例の解消方法

＜考えられる解消方法の例＞

（１）未然防止の取組

①　障がいに対する理解促進のための周知啓発（障がいに対する無理解・誤解・偏見等の解消）

・福祉従事者に向けた、障がいの正しい理解、不利益取扱い・合理的配慮の内容、障がい者への接し方等に関するパンフレット配付や研修等
・地域住民に向けた、障がいの正しい理解、不利益取扱い・合理的配慮の内容、障がい者への接し方等に関するパンフレット配付や研修等
・障がいのある人とない人が交流する場・イベント

・ボランティアの養成

②合理的配慮に積極的に取り組む事業所の表彰・認証等

（２）事後解決の仕組み

①　「差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を禁止する

②　個別事案について、相談、助言、あっせん等により自主的な解決を図る仕組みづくり
（基幹相談センター、障害者差別解消支援地域協議会、第三者的な機関等の設置など）

③　条例の実効性を担保する仕組みづくり（勧告，公表，罰則など）

【参考】 障害者権利条約や他自治体条例における福祉分野の規定

（１）　障害者権利条約

○　障害者権利条約では、「締約国は、すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認める」とした上で、締約国に対して、「地域社会における生活及び地域社会への受入れを支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（人的支援を含む。）を障害者が利用することができること」などを求めている。

（２）　他の都道府県の条例

○　千葉県条例では、福祉サービスを提供し、又は利用させる場合に、障がいのある人に行う次の行為を「不利益取扱い」と定義した上で、「不利益取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止している（ただし、過重な負担となる場合は除外）。

①　障がいを理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。

②　本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

○　熊本県条例では、福祉サービス・障害福祉サービスを提供する場合に障がい者に行う次の行為を「不利益取扱い」と定義した上で、禁止している。

①　障がい者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な

取扱いをすること。

② 障害者総合支援法の相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、障がい者の意に反して障害者支援施設への入所を強制し、又は共同生活介護・共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。

③ また、過重な負担とならない場合は、「合理的配慮の提供」を求めている。